

平成 26 年 1 月 31 日

消費税改正対応について

26 年 4 月からの消費税引き上げに際し、注意すべきポイントを整理してみました。一度ご確認ください。

① 消費税の課税の時点は、原則は棚卸資産であれば「引き渡した日」です。

- 引き渡し日の判定
- ・ 出荷した日
 - ・ 相手が検収した日
 - ・ 検針などにより販売数量を確認した日

です。昨年 25 年 9 月までに契約を済ませていれば、4 月以降に引き渡しでも旧税率(5%)が可能なものは、「長期割賦販売」「リース」「工事の請負」などに限られます。

* 個々に、お客さまにご迷惑のかからないように店頭などでご案内が必要かと思えます。

② 会計システム、レジなどの対応

- ・ レジシステム等に関しましては、消費税率切り替え時の円滑な対応を検討ください。(例えば 3 月 31 日に店を閉店した後レジを変更し、翌日 4 月 1 日に 8%対応ができるように。)
- ・ 販売管理システムのバージョンアップにつきましては、複数税率 (5%、8%、10%) への移行可能なもの。今後複数税率を同時に集計できるか? 値引き、返品等があった場合のどの税率のものか? が明確に区分できるかご確認ください。
- ・ 会計システムにつきましては、随時山田会計よりご案内させていただいておりますが、新消費税対応バージョンになっているかを今一度ご確認ください。パソコンの OS の XP もバージョンアップ終了の時期が 3 月 31 日となっておりますので、パソコンが古くなっている方は、26 年中にパソコンの買い替えもご検討ください。

③ 御社発行の請求書について

月末締め^①の請求書を発行していただくところは、いつもの通り 3 月 31 日に請求書を発行していただいて翌月から 8%対応の消費税での請求書の発行で結構ですが、20 日締め、など月をまたがる請求日の方は、3 月 20 日締めを通常通り請求書を発行していただいた後、3 月 21 日から 31 日までの請求書をもう一度 5%で発行してください。(システムで自動で行える方は OK です)

④ 棚卸について

通常の決算時に、棚卸資産（在庫）のある方は、決算と同じように、3月31日に棚卸資産の数量を実地、帳簿などで把握して、お知らせください。

消費税の計算上、どの時期に仕入れたものが販売されたかを経理上把握しなければなりません。

⑤ 値札の価格表示について

平成29年3月31日まで「総額表示義務」に特例が設けられました。（今までの総額表示義務は、消費者の利便のためにできた制度ですので、この特例を使って税込み表示をしない場合であっても、遅くとも平成29年3月31日までに総額表示へ戻さないといけません。）

総額表示の対象

- ・ 値札・商品陳列棚、店内表示
- ・ 商品・容器およびこれに添付したものによる価格の表示
- ・ チラシ・パンフレット、商品カタログ
- ・ ポスター、看板
- ・ インターネット、電子メール等による価格の表示

表示価格が税込価格であると誤認されないための措置

- 1) ○○○円（税抜き）
- 2) ○○○円（税抜価格）
- 3) ○○○円（税別）
- 4) ○○○円（税別価格）
- 5) ○○○円（本体）
- 6) ○○○円（本体価格）
- 7) ○○○円＋税
- 8) ○○○円＋消費税

ご不明な点は、山田会計事務所まで

岡崎市八幡町3丁目58番地

山田晃代税理士事務所

TEL (0564) 23-5131

FAX (0564) 22-1969

URL <http://www.terukai.com>